契約締結後の公表

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約により契約を締結したので、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第137条第6項第3号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年10月10日

山梨県立考古博物館

契約の目的となる役 務の名称	平田宮第2遺跡遺跡発掘調査に係る労働者派遣業務委託		
委 託 期 間	令和7年10月14日 から 令和8年1月30日 まで		
数量	別紙のとおり		
契約の相手方の名称 及び住所 公益社団法人 山梨県シルバー人材センター連合会 山梨県甲府市蓬沢1-15-35			
契約金額	¥8,999,676(税込)		
契約の相手方を選定した理由	契約の相手方の選定基準に該当し、提出された見積金額が予 定価格の範囲内で適正な価格であったため。		
そ の 他			

作業種別	予定数量	単位	備考
遺跡発掘作業	944	人	単価には経費·交通費等を含む。 6.0時間/人